

「利用規約」及び「会員業務就業規約」の制定の理由

シルバー人材センターの「利用規約」及び「会員業務就業規約」の制定は、2024年11月に施行された「フリーランス新法」(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)への対応が主な理由です。

シルバー会員をフリーランスと位置づけ、発注者・センター・会員の三者間での取引適正化、契約条件の明示、就業環境の整備を目的としています。

○制定の背景と主な目的

- **フリーランス新法の遵守:** 2024年11月施行の「フリーランス新法」に基づき、シルバー人材センターは会員に対して、業務内容や報酬額などの条件を明示する義務が生じました。
- **契約方式の適正化(包括的契約への移行):** 従来の「センターが請け負って再委託する形式」から、発注者・センター・会員の三者間で包括的に契約関係を明確にする形へ移行します。
- **会員の保護と安心な就業:** 発注者が「利用規約」に同意し、会員が「就業規約」に同意することで、適正な報酬支払いと就業環境を担保します。
- **三者間での包括的契約:** 契約方式が変わっても、発注者はシルバー人材センターと利用契約を結び、登録されている会員が業務を引き受ける形式自体は継続されますが、透明性が向上します。

これらの規約は、発注者、センター、会員の三者間でトラブルを防止し、安定的な就業体制を構築するために、各シルバー人材センターで順次導入・整備が進められています。